

岐阜県公報

目次

○道路の供用開始	(道路維持課)	六一 ^{ページ}
○保安林の指定	(郡上農林事務所)	六一
○開発行為の工事の完了	(建築指導課)	六二

告示

第 五 百 六 十 五 号
令和 七 年 二 月 十 八 日
(火曜日)

岐阜県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の 告示年月 日)
県道	高 谷 山 線	飛騨市古川町下野字夢野七七 九番地先から 同市同町同 字上野三二 七番地先まで	四九・〇	令和 七・二・一八	令和 三・七・三〇

岐阜県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和七年二月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 保安林の所在場所
郡上市八幡町那比字二間手六五〇五の五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施設要件
立木の伐採を禁止する。
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
令和七年二月十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 三六号の七 令和 六・一〇・二九	羽島市竹鼻町狐六字矢熊一四四四番一及び一四四五番一	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉
岐阜県指令岐西建築第一 三八号の八 令和 六・一〇・七	羽島郡岐南町上印食三丁目一五三番一から一五三番三まで	岐阜県羽島郡岐南町上印食四丁目七七番地 居 波 健 一

令和七年二月十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社